

令和 8 年 7 月 2 4 日

工事受注者の皆様へ

世田谷区施設営繕担当部
施設営繕第一課長 野元 憲治
施設営繕第二課長 大槻 一隆
公共施設マネジメント課長 高橋 一久

世田谷区営繕工事における、猛暑に伴う作業効率の維持に要する費用の計上について

日頃より、世田谷区政並びに営繕工事へご協力いただきありがとうございます。

これまで猛暑対策として、施設営繕担当部で所管する工事では猛暑を考慮した適切な工期設定や可能な範囲での工事場所における休憩室の確保などに努めてまいりましたが、猛暑の際の作業効率の低下等を考慮し、新たな猛暑対策として「猛暑に伴う作業効率の維持に要する費用の計上」を実施することといたしました。

今後起案する、猛暑による作業不能日が想定される工事への計上を実施するほか、既契約案件（本件施行前に発注し、入札等が未実施の案件を含む）であっても対象工事に該当する場合は、猛暑に伴う作業効率の維持に要する費用についての協議を発注者に請求することができますのでお知らせいたします。

記

1. 対象工事

- ① 工期内に猛暑による作業不能日が想定される施行日以降に発注する工事。（夜間工事を除く。）
- ② 契約内容に猛暑に伴う作業効率の維持に要する費用の計上の対象工事である旨の記載が無い工事で工期のうち令和 8 年度以降に猛暑による作業不能日が発生した工事。
（施行日以前の発注工事を含む、ただし、令和 8 年 8 月 3 1 日までに完了する工事及び夜間工事を除く。）

2. 対象経費の積算方法

計上する費用の積算については、東京都財務局の公開する「財務局が施行する工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法」に準じることとし、増加費用算定日数の算出方法についても同様とする。

3. 請求方法

1に該当する工事で、猛暑に伴う作業効率の維持に要する費用について変更の請求をするものは、工事完了の1か月前までに協議書（受注者提出書類様式 工事—15 指示・協議・確認書）により請求すること。

4. 備考

- ① 本費用は、作業不能日前後においても高い気温の中で作業を実施する必要があるために作業効率が低下することを見越した費用計上であり、作業不能日数を考慮した工期設定及び休憩室等の確保等は引き続き実施する。
- ② 発注時に定める増加費用算定日数は過去5年間の平均値から算出するものであるため、工期内における作業不能日数が著しく少ない場合は発注者からの協議によりこれを変更する場合がある。
- ③ 1. ②に該当する工事において、令和7年度以前の猛暑については増加費用算定日数の対象外とする。
- ④ 専門工事など、経費等を含む工事価格全体について見積りをもとに積算する工事については、「公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）令和7年12月」（国土交通省）を参考に見積書に材料費・労務費・安全衛生経費について小計を記載することを基本とし、この構成比を元に、世田谷区施設営繕担当部が「猛暑に伴う作業効率の維持に要する費用」を計上するものとする。

5. 適用

本件は、令和8年8月1日より施行する。

担当 世田谷区施設営繕担当部公共施設マネジメント課 宮川、永原、武藤、舟木